

港区統合道路情報管理システムの再構築に係るシステム開発業務委託採点基準表(第一次審査)

一次審査(書類審査)			
候補者名			記入者

1 基本事項の評価(事務局採点)		劣	←	普通	→	優	評価係数	点数	最高点
		1	2	3	4	5			
(1) 資要件(取得資格)	・管理者及び担当者の本業務に有効な専門能力・資格等が優れていると認められるか。 (事務局が客観的視点により採点)						×2		10
(2) 専門技術力(経験年数、実績)	・事業者は、類似業務の実績を有しているか。 ・責任者・担当者は、システム開発・運用・保守に関する経験を有しているか。 (事務局が客観的視点により採点) 例) 21~30pt 5点、9~20pt 3点、8~0pt 1点 ①事業者の同種業務の実績 10件以上:10pt、9件~5件:5pt、4件~1件:1pt、0件:0pt ②業務責任者の同種業務の実績(総括責任者) 5件以上:10pt、4件~3件:5pt、2件~1件:1pt、0件 0pt ③業務担当者の同種業務の実績(担当者の平均) 5件以上:10pt、4件~3件:5pt、2件~1件:1pt、0件 0pt						×3		15
(3) 専任性(手持ち業務量)	・担当者又は技術者が他の業務(案件)を担当せず、本件について専任となっているか。 (事務局が客観的視点により採点) 例) 業務責任者が専任、業務担当者(1名以上)が専任 5点 業務責任者が専任、業務担当者の専任がない 4点 業務責任者が他に1件以上(業務担当者の選任は問わない) 3点 業務責任者が他に2件以上又は総額500万以上を兼任(業務担当者の選任は問わない) 2点 業務責任者が他に3件以上又は総額750万以上を兼任(業務担当者の選任は問わない) 1点						×3		15
(4) 実施体制的的確性(予定担当者又は技術者の動員計画)	・期間内に必要な業務遂行が十分に見込める体制になっているか。 (事務局が客観的視点により採点)						×2		10
2 企画提案の評価		劣	←	普通	→	優	評価係数	点数	最高点
		1	2	3	4	5			
(1) 業務従事予定者の配置計画及びスケジュール【様式6】									
適切な配置計画、スケジュール	期間内に必要な業務遂行が十分に見込める配置計画、スケジュールになっているか。						×4		20
(2) 道路台帳等閲覧窓口業務を簡素化するための操作性向上提案について【様式7】									
窓口業務の内容の理解 操作性向上の提案	・窓口業務の現況を十分に理解・分析しているか。 ・操作性の向上につながる提案か。 ・操作方法のマニュアル化ができていないか。						×6		30
(3) 窓口サービスの満足度向上の提案について【様式8】									
他自治体の運用状況把握 窓口サービスの満足度向上	・他自治体の運用状況について把握しているか。 ・満足度の向上につながる提案か。 ・既存の環境での可能な提案となっているか。						×6		30
(4) システムの適切な運用・保守に向けての具体的な提案について【様式9】									
システムの運用・保守	・現行の保守プログラムについての的確に把握しているか。 ・セキュリティに問題はないか。 ・追加取り組みデータのチェック体制について実現性があるか。 ・運用・保守の金額の評価						×11		55
3 見積額の評価(事務局採点)		劣	←	普通	→	優	評価係数	点数	最高点
		1	2	3	4	5			
(1) 見積額	・参考事業規模に対する見積額により採点 (事務局が客観的視点により採点) 区提示額:32,000,000円 30,400,000円以上 1点、28,800,000円~30,399,999円 3点 27,199,999円以下 5点						×3		15
一次審査合計点									200

加点点項 ア~オの各項目に該当する場合、事務局採点配点の合計の5% (小数点以下切上げ) を一次評価点に加算します。 ※事務局採点配点の満点の5%は17点なので、最大85点 (17点×5項目) 加算されます。	事務局採点配点の満点 (65点×5委員分)	325点
--	--------------------------	------

- ア 区内事業者優遇
区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算
- イ ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価
ワーク・ライフ・バランス推進企業としての認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算
- ウ 障害者雇用の評価
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者、事務局採点項目の配点(満点)の合計5%を加算
- エ 環境配慮に対する評価
ISO14001の認証等に参加している事業者、一次審査合計点の5%を加算
- オ 災害協定活動に対する評価
区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、一次審査合計点の5%を加算

講評等(ポイントとなった事項など)